

平成29年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会(代表者会議) 議事録

1 開催日時 平成29年8月31日(木)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 浜松市役所本館 8階 全員協議会室

3 出席状況 ※敬称略

<専門委員> 浜松市警察部 楠ヶ谷
静岡県弁護士会 原
15名 静岡地方法務局 土井
浜松市人権擁護委員連絡協議会 野々山
浜松市医師会(産婦人科医会) 西村
浜松市医師会(小児科医会) 野田
浜松市歯科医師会 本目
浜松市薬剤師会 澤井
浜松市助産師会 齋藤
浜松市民生委員児童委員協議会 杉山
浜松市私立幼稚園協会 水野
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(障害児入所施設等) 松本
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(児童養護施設) 川村
浜松市里親会 金子
浜松市児童家庭支援センター 村瀬
<関係機関> こども家庭部 金原、児童相談所 鈴木 勝
次世代育成課 安間、幼児教育・保育課 鈴木 知子、
15名 健康増進課 辻村(代理:鈴木 由起子)、
障害保健福祉課 鈴木 博、
精神保健福祉センター 二宮、学校教育部指導課 森、
中区社会福祉課 川合、東区社会福祉課 中野、
西区社会福祉課 大澤、南区社会福祉課 望月、
北区社会福祉課 久米、浜北区社会福祉課 木俣、
天竜区社会福祉課 河合
<事務局> 高山、平野、門奈、生田、田中、大羽
6名

4 議事内容

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| (1) 平成 28 年度浜松市における児童相談対応の状況について | 資料 1 |
| (2) 平成 28 年度浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について | 資料 2 |
| (3) 平成 28 年度居住実態が把握できない児童に関する調査結果について | 資料 3、4 |
| (4) 浜松市児童虐待防止対策の推進について | 資料 5、6 |
| (5) 各機関の取組み状況及び連携する上での課題・要望について | 資料 7 |

5 議事録

1 開会

- 事務局 開会に先立ち、浜松市こども家庭部長から挨拶申し上げる。
- 会長 本日は、ご多忙のところ、本年度 1 回目の「浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議」にご出席いただきありがとうございます。また、皆様には、日ごろから本市の児童福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。
- さて、当協議会は、児童福祉法に基づき設置されるもので、地域の「要保護児童の適切な保護」と、「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される、協議会です。
- 要保護児童等への適切な支援等を図るために、必要な情報の共有や、支援内容に関する協議を行うことが、設置の主な目的となっています。
- すでに報道等で周知のとおり、昨年度、全国の児童相談所に対応した虐待対応件数が、12 万件を超えたと、厚生労働省より発表がありました。核家族化や少子化の進行、地域社会のつながりの希薄さ、貧困問題など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待対応件数は、年々増加しています。
- 現在、児童福祉法の改正により、全ての子どもには適切な養育を受け、健全に育つ権利があり、その自立に保証されるべきとの理念を明確化されたところです。
- 本市においても、法改正による国の動きを注視しつつ、本協議会のネットワークを最大限に活かしまして、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子どもの保護や支援そして、その家族への支援に取り組んでまいりたいと考えています。
- 皆様にはさまざまな立場から意見をさせていただくとともに、今後、より一層の皆様方のご協力・ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。
- 事務局 本会議は、浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第 4 条の規定により、こども家庭部長が会長を務めることとなっている。ここからの議事は、こども家庭部長に会議の進行をお願いします。
- 本日は専門委員 16 名中、14 名が出席している。静岡県弁護士会の原委員が遅れるとの報告をもらっているため、15 名になる予定だ。浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第 6 条第 2 項に基づき、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告する。

2 構成機関紹介

会長 会議に先立ち、会議の公開に関して委員に諮る。今回は、公開として傍聴の入室を許可したいが、いかがか。

各委員 異議なし。

会長 傍聴の入室を許可する。
(傍聴人入室)

事務局 構成機関である専門委員、市関係機関の紹介に移る。専門委員には各自、所属機関と名前の自己紹介を願う。

各委員 自己紹介

事務局 ありがとうございました。市関係機関については、手元の名簿を参照願う。

3 議事

会長 それでは議事に移る。本日の議題は、4項目である。

議事(1)～(3)

会長 議事(1)から(3)までは平成28年度の報告のため、事務局から一括して説明を行う。

議事(1)「平成28年度浜松市における児童相談対応の状況について」事務局から報告願う。

事務局 資料1に沿って説明する。

会長 議事(2)「平成28年度浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について」事務局から報告願う。

事務局 資料2に沿って説明する。

会長 議事(3)「平成28年度居住実態が把握できない児童に関する調査結果について」事務局から報告願う。

事務局 資料3に沿って説明する。

質疑応答

会長 今までの報告に対し、質問や意見はあるか。

各委員 特段なし

議事(4)

会長 次に議事(4)「浜松市児童虐待防止対策の推進について」各課から説明願う。

各課 資料5、6に沿って説明する。

質疑応答

会長 今の説明に対し、質問や意見はあるか。

各委員 特段なし

議事(5)

会長 次に議事(5)「各機関の活動状況及び連携する上での課題・要望について」に

うつる。

事前に、参加機関の活動状況等を共有し、連携強化を図る目的のためアンケートの調査依頼をした。調査に協力いただき感謝する。

調査結果は資料7にまとめている。各委員から各機関の活動の中で、特に力をいれている取組みや各機関と連携して行いたいことなどを中心に説明願う。

各委員 資料7に沿って説明する。

楠ヶ谷委員 浜松市警察部の説明をする。警察では主に緊急性が高い虐待ケースを扱い、休日・夜間での相談が多い。昨年度は警察から児童相談所への通告が174件あったが、過去10年で最高を記録した。警察では、組織強化のためDVや虐待事案等を総合的に対応する人身安全対策課を設置している。被害者の生命・身体を第一に考え、緊急性が高い場合は逮捕や一時的に隔離をしている。再発防止が課題であり、今後とも関係機関には連携強化をお願いしたい。

原委員 静岡県弁護士会の説明をする。児童虐待の取組において、関係機関との連携としては、児童相談所での定期法務相談対応をしている。日常の相談を通じての早期発見・通告自体はあまり多くはないが、他の機関で早期発見・早期対応したい時に、法的側面からの支援をしている。

土井委員 静岡地方法務局の説明をする。人権擁護の観点から児童虐待に関わっており、「子どもの人権110番」の設置や、児童虐待防止に係る啓発活動を実施している。その中で虐待案件を発見した場合は、通告している。

野々山委員 浜松市人権擁護委員連絡協議会の説明をする。法務局と連携し、「子どもの人権SOSミニレター」を実施し、いじめ等の発見のチャンスにつなげている。人権教室は、放課後児童会を中心に実施している。また、12月のフェスティバルでは人権書道・人権ポスターや人権作文コンテストを実施している。また、ひまわりの種運動というのも実施しており、各学校へ依頼している。

西村委員 浜松市医師会（産婦人科医会）の説明をする。対象は妊婦が主であり、健康増進課と協力し、予防的取組をメインに行っている。具体的な活動としては、思春期教育としての性教育も虐待防止の取組みとしては重要と考え、取り組んでいる。また、健診等で見守りの必要な妊産婦を発見した際は、早めに母子保健の部署への連絡をし、妊娠SOSダイヤルへの支援も行っている。

野田委員 浜松市医師会（小児科医会）の説明をする。産婦人科から引き継いで途切れない支援をするため、病気の子供だけではなく、健康な子どもの見守りもしている。産後うつが虐待リスクを高めるが、様々な健診の中で虐待リスクを発見した場合は、母子保健分野と連携を図る。また、1歳までは予防接種で小児科に来る機会が多く、逆に健診や予防接種に来ない家庭は母子保健と連携している。また、入園した場合は園の先生と一緒に見守り、子どもが就学し、不登校等の問題が発生した場合は児童精神科医と一緒に見守っていく。子どもの年齢に応じて関わり方は違うが、小児科として様々な形で子どもを見守っている。

本目委員 浜松市歯科医師会の説明をする。歯科では、3歳児歯科健診の受診率が68%と低いため、虐待の芽を発見する基本的なタイミングと考えている。受診率を上げるための取組みは、現在、行政側と検討中である。身体的虐待は外面からはわからない口内のケガから判断できるが、虐待を疑う観点を持たないと、予防にはつながらないと考えている。また、ネグレクトは虫歯の多さ等から判断してい

る。関係機関と密な連携をとりながら、ケースの情報提供をして、早期発見・早期対応を目指していきたい。

澤井委員 浜松市薬剤師会の説明をする。直接的な取り組みとしては、妊婦検査薬の購入時に、気になる場合は声掛けを実施している。また、啓発活動に対し、会として全面的な協力をしていく。はままつオレンジリボン運動や妊娠SOSの周知にも協力し、イベントで市民への周知を図っている。他にも各機関から協力依頼があれば、周知していきたい。

齋藤委員 浜松市助産師会の説明をする。「こんにちは赤ちゃん事業」では、上の子の相談が多く、虐待につながるかといった点からも支援している。予防が大事だと考えているため、産前教育を通じて愛着をもってもらい、虐待をしないということにつなげていきたい。重点的な取り組みとしては、子育て支援ひろばでの妊婦支援である。妊娠中から子育ては始まっていることを母親にイメージしてもらっている。子育て支援ひろばへ来れば、いつでも相談できるため、妊娠をみかけたら、子育て支援ひろばを周知してもらいたい。いつでも相談できる雰囲気が地域に根付けば、虐待防止につながると思う。

杉山委員 浜松市民生委員児童委員協議会の説明をする。地域の中で支援ができるよう、子どもの情報をキャッチ、あるいは情報提供を受けながら、日常生活の中で子どもたちが安心して生活できるよう、活動している。日常的な部分での支援は多々できるため、情報提供や依頼を具体的に提示してもらえれば、民生委員児童委員としても動きやすい。

水野委員 浜松市私立幼稚園協会の説明をする。教職員に対しては、園児に対する虐待について研修を行っている。保護者に対しては、無料で幼稚園協会でのカウンセリングを受けることが可能のため、案内している。各幼稚園においては、子どもたちの様子が変わったことがないか、身体測定やプール等で確認をし、必要に応じて通告を行っている。また、限りなく白に近いグレーへのケースについては、依然として課題が残る。通告をして信頼関係が壊れると、退園して引きこもることもある。また、母親教育も幼稚園の目的の1つなので、特にネグレクトをどの程度で通告するか悩む。そのため、年度初めの各家庭への通知の際は、家庭でケガをした場合、虐待と疑われないよう園へ連絡してもらいたいというのを、協会長名で通知している。

依頼事項であるが、入園が決まっている子どもに虐待児がいる場合、一刻も早く連絡が欲しい。できるだけベテランの職員を配置したいため、学級編成上の都合上、2月ではクラス編成が決まっているため、入園が決まっていれば、なるべく早く情報提供してもらいたい。

松本委員 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会（障害児入所施設等）の説明をする。入所機関としての役割と、通所機関としての役割がある。また、園の巡回訪問も行っており、子ども、保護者、地域との関わりができていく。家族支援はデリケートな問題であるため、家族支援として保護者の気持ちを聞きながら一緒に検討していきたい。また、施設内虐待に気がついて、不適切な対応をいかに起こさないようにするかも大事である。虐待なのか不適切な対応なのか、自分たちの判断を日々検証していく必要があると感じているが、入所中の子どもは居場所や名前など、知られてはいけないケースがあり、学校等へ守秘義務を依頼はしているが、

大きな組織であればあるほど、末端にまでどうつなげていくか、また一緒に検討していきたい。

関係機関の連携が深まっているが、数字だけではなく事例を共有して発見のポイント等を学ぶということも必要かと思う。

川村委員 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会（児童養護施設）の説明をする。要保護児童対策が主な取り組みになる。子どもの人権を守るため、児童が入所し生活している。特に力を入れているのは、退所児が自分の家庭をもち、その子どもがまた要保護児童とならないよう、支援している。そのような退所児が妊娠中や子育て中、行政や施設で相談する場合、違った方針にならないよう、情報連携が必要だ。入所理由は虐待が半数であるが、発達障害や知的障害の問題など、子どもたちの社会的自立に向けての壁もある。虐待の連鎖を防止するため、退所者支援事業所を設置し、子育て中や妊娠中の退所児が相談に来ることもある。関係機関と連携して対応していく必要を感じている。

金子委員 浜松市里親会の説明をする。養子縁組を希望しても、浜松市内で受託できないため他市からの紹介を受けるケースもある。養育里親は乳児からの受入れを希望し、大きい子どもは養育の問題等で受け入れても悩むことが多い。また、受託したら近所に言おうと周知しているが、言えない家庭もある。里子中心の業務ではあるが、里親のストレスをどのように支えるかも必要である。普通の家庭の大切さなどを伝えながら活動している。

村瀬委員 浜松市児童家庭支援センターの説明をする。当センターは児童福祉法第44条の2に規定されており、NPO法人が運営している。設置目的は児童相談所の補完を期待されており、相談員は県児童相談所経験者である。主には各区家庭児童相談室への技術的助言をしている。

意見交換

会長 今の説明に対し、質問や意見はあるか。

各委員 特段なし

会長 児童虐待の通告にあたって、本日欠席の浜松民間保育園園長会 佐藤委員から「虐待が疑われた為、児童相談所に通告したところ、その後、保護者から電話や通園時に、職員に対してクレームや罵声等の行為があり、対応に苦慮した」との報告があった。この園児については、すでに卒園したとのことだが、「このような場合、園としての対応策と各機関からどのようなご協力をいただけるか助言をもらいたい」とのことであった。

このような事案について、幼稚園での現状や行っている対応策等があれば、水野委員から意見願う。

水野委員 通告したことで保護者から恨まれ、嫌がらせ等を受けたことは他の幼稚園含め特にない。幼稚園は退園できるので、そのような結果につながるかと思う。

会長 ありがとうございます。また、学校の現状や対応等があれば、指導課から意見願う。

指導課 学校では、保護者と担任との関係が悪くならないよう、直接対応の職員以外が対応し、学校責任者の命で対応していると保護者に説明している。

会長 警察の見解や、このような現状に関する実態があれば、楠ヶ谷委員から意見願う。

楠ヶ谷委員 このような相談ケースは年々多くなっている。違法行為や抵触行為は、検挙等する。それに至らないケースは、根強く逆恨みが残ることが多い。通告者の不利益にならないことが大事かと思うので、当該機関が安心できるよう、警察の相談窓口へ相談いただければ、積極的に介入していきたいと思う。

会長 ありがとうございます。また、法的見解としての意見があれば、原委員から意見願う。

原委員 同様の相談は多い。契約という観点から考えれば、民間保育園等であれば、サービス提供に対する対価という関係にある。公教育も対価関係ではないが、ある程度、公教育における契約関係と捉えることができる。契約ということであれば、契約したサービス内容を提供すれば、それ以上のサービスは必要がないため、一般には難しいが、それ以上は丁寧に対応する必要がないという線引はできる。無暗にプライベートまで踏み込まないことも付随義務としてはあるが、「通告しないというサービスまでは含まれない」と保護者に告知することが大切だ。

そのため、できれば園では「児童虐待防止に協力する園である」といったポスター等で、予め児童虐待の通告について告知することで、「通告しないというサービスまでは含まれない」というサービス提供の範囲を事前に告知することが必要である。

個別事案があれば弁護士へ相談願う。また、ノイローゼになるような嫌がらせには、業務妨害となるので警察へつなげることもある。

会長 ありがとうございます。それぞれの立場から意見をいただいたが、その他に意見、提案があれば発言願う。

村瀬委員 法律上は、発見したら通告義務があるため、自分たちが通告することに弱みを感じないことが大切だ。その背景には、保護者だけではなく自分たちも子どもの安全を守る義務がある、ということだと思う。また、子どもと日々接する園等では、虐待という言葉ではなく、参考資料4にあるような「体罰によるしつけ」という切り口で保護者に説明し、虐待を前面に出さない方がスムーズかと思う。

杉山委員 子どもにも人権があることを認識し、子どもを守ると誰もが思える社会になるよう、園や学校には協力いただきたいと思う。

会長 ありがとうございます。子どもの安心、安全を確保し、命を守るためには、児童を支援する関係機関が連携を図り、支援に努めていくことが大切だと思いますので、今後ともよろしく願います。

議事終了

会長 各委員の皆様、ありがとうございました。

本日の皆様にはそれぞれの立場から、子どもや子育て家庭を支援してもらっているが、当協議会の目的である「子どもの最善の利益」を確保していくためには、より広く複数の視点で関わりをもっていくことが重要であると思います。調整機関である子育て支援課及び各区役所においては、引き続き支援対象児童等への適切な支援が図れるための連携が行われるよう努めてまいりますので、皆様にも協力をお願いいたします。

引き続き協力をお願いしつつ、機関の代表である委員の皆様におかれましては、本日の内容を所管する方々にお伝え下さい。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。

した。それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

5 閉会

事務局 次回の代表者会議の開催予定についてです。次回は2月末ごろを予定しております。また、日が近づきましたら、事務局よりご連絡させていただきます。以上です。

会長 それでは以上をもち、平成29年度浜松市要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を閉会する。本日は、ありがとうございました。

以上。